

## 会 議 録

会議の名称	白岡町自治基本条例町民推進会議（第8回）
開催日	平成24年6月26日（火）
開催時間	午後7時00分 から 午後8時50分 まで
開催場所	白岡町役場4階 403会議室
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	<p>会 長 齋藤 信治    副会長 神田 芳晃</p> <p>委 員 内山 欣春    委 員 柴山 利幸    委 員 清水 律子</p> <p>委 員 本田 尚子    委 員 宮崎 博    委 員 矢島 静江</p> <p>委 員 柳 祐作    委 員 大八木健夫</p> <p style="text-align: right;">計 10 人</p>
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	<p>委 員 山口 孝雄    委 員 渡部 勲</p>
説明員の職・氏名	<p>市民協働課</p> <p>参 事 金子 勇二    課長補佐 河野 彰</p> <p>主 査 千葉 智則    主 査 金子 敬相</p>
事務局職員の職・氏名	<p>市民協働課</p> <p>参 事 金子 勇二    課長補佐 河野 彰</p> <p>主 査 千葉 智則    主 査 金子 敬相</p>
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会議次第	別添のとおり
資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8回白岡町自治基本条例町民推進会議プログラム</li> <li>・ 白岡町自治基本条例町民推進会議の運営等に関する確認事項【資料番号1】</li> <li>・ 住民参画条例の策定に向けた提言書検討シート【資料番号2】</li> <li>・ 第7回会議の会議録【資料番号3】</li> <li>・ 第7回会議のワークショップ結果【資料番号4】</li> <li>・ 第9回会議の開催通知</li> </ul>

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
金子参事	<p>* 前回会議において、委員から傍聴のあり方について意見が出されたため、事務局から別紙 1 白岡町自治基本条例町民推進会議の運営に関する確認事項（改正案）を説明し了承された。</p> <p>1 開会 開会を宣する。</p>
齋藤会長	<p>2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。</p> <p>3 議題 (議事の進行である議長については、当会議設置要綱第 6 条第 2 項により、会長がその議長を務める。)</p>
齋藤会長	<p>(1) 本日の会議の進め方について 事務局に説明を求める。</p>
千葉主査	<p>会議の進め方について説明を行った。</p>
齋藤会長	<p>事務局からの説明が終了した。質疑をお願いしたい。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>(2) 検討課題「提言書の作成・整理」について 事前に配布した「住民参画条例の策定に向けた提言書のたたき台」に基づき、提言書の案の検討を進めていく。 まず、「提言書の構成・大項目」であるが、作業部会で作成したたたき台では、6つの項目（別紙 1 を参照）が出されている。追加すべき項目や修正事項等があれば、ご意見があればお願いしたい。</p>

千葉主査	<p>作業部会で検討を行った際、提言書の検討を進めるためには、住民参画条例の位置付けや範囲を各委員に再認識してもらう必要があるとの意見があった。</p> <p>このようなことから、下記のとおり、住民参画条例と自治基本条例の関係、住民参画条例を策定する根拠及びその内容について説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民参画条例は、自治基本条例第15条第5項の規定に基づいて策定されるものである。</li> <li>・ まちづくりや協働の理念などの考え方については、自治基本条例に規定されている。よって、基本的には住民参画条例には規定しない。</li> <li>・ 住民参画条例は、参画を進めるために必要となる行政や町民の役割、住民参画の対象となるもの、及び参画の手法や手続きについて定めることとなる。</li> </ul>
齋藤会長	<p>「提言の構成・大項目」の部分について、追加・修正したい事項があればご意見をいただきたい。</p>
A委員	<p>「上記6具体的提案に盛り込むべき内容」の中には、具体的ではない事項がいくつかある。そのような事項は「提言の構成・大項目」に入れてもよいのではないか。</p>
齋藤会長	<p>具体的提案に盛り込むべき内容については、後ほど検討を行いたいと思う。</p> <p>それでは、「構成・大項目」については、たたき台に示されている6項目でよいか。</p> <p>(意見なし)</p>
齋藤会長	<p>それでは、提言書は、たたき台に示された6項目で構成することで決定する。</p> <p>次は「上記6具体的提案に盛り込むべき内容」の検討に入るが、その前に、本町民推進会議に対し、「白岡町まちづくり研究会」から町民参画条例の策定</p>

齋藤会長	<p>にあたっての提言書が提出された。</p> <p>内容については、「白岡町まちづくり研究会」の会長も兼ねている神田副会長に説明をお願いします。</p>
神田副会長	<p>「白岡町まちづくり研究会」においても、住民参画条例の内容等について検討を行った。できれば、条例の検討を行っている町民推進会議の皆さんに参考にしてもらいたい。</p> <p>*別紙2に基づき、神田副会長から、「白岡町まちづくり研究会」の概要及び本提言を提出した趣旨について説明が行われた。</p>
齋藤会長	<p>参考にしてほしいということなので、各自で読んでおいていただければと思う。</p> <p>それでは「上記6具体的提案に盛り込むべき内容」の検討に入る。</p> <p>*別紙1に基づき、たたき台の「上記6具体的提案に盛り込むべき内容」について説明が行われた。</p> <p>「構成・大項目」の部分について、追加・修正したい事項があればご意見をいただきたい。</p>
B委員	<p>「1 町で実施されている住民参画制度等の条例への位置付け」について、は具体的にどのようなことなのか。</p>
C委員	<p>町にはパブリックコメント等の住民参画制度がある。しかしながら、現状では、それが生かされていないので、しっかりと運用されるように条例へ位置付けを行おうとするものである。</p>
D委員	<p>ワークショップの中で広報に関する意見が出ていたので、提言に盛り込んだほうがよい。</p>
B委員	<p>協働の「場」を作るという意見も出ていた。これは、物理的な意味での「場」であり、ボランティア団体等が集まり活動できる場所のことである。</p>

	<p>この考え方も提言書に盛り込んだほうがよい。</p>
C委員	<p>協働の「場」とは、協働や参画のためのクラブハウスのようなものか。</p>
B委員	<p>そうである。参画したいと考える人をいつでも受け入れられるような体制ができていないと活動が広がっていかないので、そのための「場」が必要となる。</p>
E委員	<p>この会議は何回も開催しており、広報等で周知をしているのに傍聴者が少ない。町の参画の現状を見ているようで寂しい。そういう意味では、参画したいと考えている人をいつでも受け入れられるような「場」が必要だと考える。</p>
D委員	<p>多くの傍聴人を求めるのであれば、時間・曜日を考えないと難しい。</p>
F委員	<p>それは、「5 企画から検証まで住民が関われる仕組みづくり」に含まれるのではないか。</p>
D委員	<p>人材育成についても盛り込んだほうがよい。</p>
千葉主査	<p>本日欠席されている渡部委員からご意見を預かっているので発表させていただきます。ご意見は次の2点である。</p> <p>1点目は、「住民参画条例に規定されている内容や住民参画のまちづくりがしっかり進められているのか検証し、実行を担保するための組織の設置をするべき。そのために条例に位置付けを行うべきである。」</p> <p>また、2点目は、「市民参画に合わせて市民が行政とともに汗をかき動くという意味の「協働」を参画条例に盛り込んだほうがよい。他市町では、協働推進条例を策定しているところもある。」とのことであった。</p>
F委員	<p>2点目の意見については、以前作成した「住民協働指針」でうたっている</p>

F委員	ので、そのように渡部委員に回答しておいてほしい。
千葉主査	了解した。
齋藤会長	「上記6 具体的提案に盛り込むべき内容」に入れておくべきについて、他にあれば、ご意見をお願いしたい。
F委員	この項目には、今までの議論の内容を盛り込むこととしている。 まだ抜けているものがあるように思われるので、事務局の方で、過去の検討結果を確認して出された意見の抽出を行うべきである。
千葉主査	了解した。
齋藤会長	各委員さんも、次回の会議までに、抜けている意見がないか確認しておいていただきたい。 他に意見はないか。
B委員	「提言書の構成・大項目」の「5 住民参画条例が目指す施策の方向性」について、具体的にどのような内容が入るのか。
F委員	この項目については具体的な議論に至らなかった。今後、全体会で議論しなければならないと思う。
齋藤会長	先日の作業部会では、提言書の骨組を作成するところまでであったので、今後は、骨組に内容を付け加えていく作業を行うことになる。
E委員	「提言書の構成・大項目」の中では、「住民」という言葉が使われているが、「町民」と「住民」はどのように使い分けをしているのか。
A委員	今まで議論をしないで進んできてしまった。自治基本条例では、「町民」の

F 委員	<p>定義をしているが、「住民」の定義はなされていない。参画条例の中で、「住民」という言葉を使うと様々な問題が生じてしまうので、個人的には、自治基本条例に基づき、「町民参画条例」とするのがよいと考えている。</p> <p>いずれにしろ、そろそろ決めて行かなければならない。</p> <p>自治基本条例の定義では、「町民」は、町内に在学・在勤している人など、町外に住所を持っている人も対象となるため「住民」とは異なる。</p> <p>「町民」と「住民」の使い分けについては、一度議論をする必要があると思う。</p>
C 委員	<p>参画条例は、自治基本条例に基づいて策定されるものなので、個人的には、「町民」とするのが本来の形だと考える。</p>
F 委員	<p>「提言書の構成・大項目」の「2 住民参画条例の位置付け」の中に「町民」の定義等について述べておく必要があると思う。</p>
齋藤会長	<p>(3) 今後の進め方について</p> <p>本日の会議で、「提言書の構成・大項目」を決定していただき、「6 具体的提案に盛り込むべき内容」についてもたくさんのご意見を出していただいた。</p> <p>今後は、提言書の具体的な文案の作成を行っていかなければならない。</p> <p>具体的な文案について、作業部会を開催して作成することとしてよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
齋藤会長	<p>それでは、作業部会を7月7日(土)午前9時からの開催することとする。</p> <p>前回同様に都合のつく方のみご出席いただくこととする。なお、場所については、後日、改めてご通知する。</p> <p>また、内容は提言書の文章づくりとし、次回会議には提言書全体の文章を皆さんに御確認いただくこととする。</p>

B委員	<p>7月7日は出席できないので、次回会議で円滑な議論ができるよう、たたき台は事前に配布していただきたい。</p> <p>また、作業部会では、町の権限と役割を軽減させて町民の役割と権限が増えるような方向で議論していただければと考えている。参考にさせていただきたい。</p>
齋藤会長	<p>了解した。</p> <p>他にご意見があれば事務局宛にご意見を送っていただきたい。</p> <p>参考とさせていただきます。</p>
齋藤会長	<p>4 その他</p> <p>事務連絡について、事務局に説明を求める。</p>
金子主査	<p>白岡町協働のまちづくりモデル事業補助金の審査員が決定したこと、前回会議結果の確認について、並びに次回会議の日程（7月24日開催）について説明を行った。</p>
齋藤会長	<p>事務局からの説明が終了した。質疑をお願いしたい。</p> <p>（質疑なし）</p>
齋藤会長	<p>5 閉会</p> <p>閉会を宣する。</p>